

平成27年度5月（第2回）光市教育委員会会議の要旨

1 開催日時

平成27年5月28日（木） 10時～11時35分

2 場 所

光市立学校給食センター レクチャールーム

3 出席委員

永岡委員長、河村委員、寺崎委員、中西委員、能美教育長

4 事務局

武居教育部長、石丸学校教育課長、弘実学校教育課主幹、森田文化・社会教育課長兼人權教育課長、村崎体育課長、末岡図書館長、呉橋学校給食センター所長、蔵下教育総務課長、縄田地域づくり推進課長、影土井教育総務課経理係長

5 教育長報告

- (1) 学校給食センターにおける給食試食会の開催について
- (2) 平成27年度教育開発研究所の活動について
- (3) 中学生リーダー・ジュニアリーダーの活動について
- (4) 中学校における春季県体について

6 議 事

(1) 議 案

ア 議案第1号 光市教育支援委員会委員の任命又は委嘱について

(ア) 概 要

光市教育支援委員会条例等の規定に基づき、光市教育支援委員会委員を任命又は委嘱するため、本案を提出。

(イ) 内 容

光市教育支援委員会委員として、光市教育支援委員会規程第3条（組織）の規定に基づき、特別支援学級設置校をはじめ特別支援学級担任教員、専門医等の区分より、36名を委員として任命又は委嘱するため。

(ウ) 主な意見や質疑

① 質 問

会議は定期的で開催されているか。

② 回 答

年間3回、定期的で開催している。

(エ) 議 決

全員一致で承認される。

イ 議案第 2 号 光市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について

(ア) 概 要

光市教科用図書研究調査協議会規則に基づき、光市教科用図書研究調査協議会委員を委嘱するため、本案を提出。

(イ) 内 容

光市教科用図書研究調査協議会委員として、光市教科用図書研究調査協議会規則第 3 条（組織）の規定に基づき、教育委員会委員をはじめ小中学校の校長及び教員、児童生徒の保護者等の区分より、9 名を委員として委嘱するため。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

ウ 議案第 3 号 光市社会教育委員兼光市公民館運営審議会委員の委嘱について

(ア) 概 要

社会教育法及び光市社会教育委員に関する条例等に基づき、光市社会教育委員兼光市公民館運営審議会委員を委嘱するため、本案を提出。

(イ) 内 容

光市社会教育委員兼光市公民館運営審議会委員として、既に光市社会教育委員に関する条例第 3 条（任期）の規定に基づき委嘱していた 1 2 名の委員のうち、2 名の委員に交代が生じたことから、前任者の残任期間について、改めて後任者に委員を委嘱するため。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

エ 議案第 4 号 光市人権教育推進協議会委員の委嘱について

(ア) 概 要

光市人権教育推進協議会設置要綱に基づき、光市人権教育推進協議会委員を委嘱するため、本案を提出。

(イ) 内 容

光市人権教育推進協議会委員として、光市人権教育推進協議会設置要綱第 3 条（組織）の規定に基づき、公民館長をはじめ公民館人権教育推進委員会の代表、学校代表等の区分より、計 4 7 名を委員として委嘱するため。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

オ 議案第5号 光市青少年補導委員の委嘱について

(ア) 概要

光市青少年センターの設置に関する規則に基づき、光市青少年補導委員を委嘱するため、本案を提出。

(イ) 内容

光市青少年補導委員として、光市青少年センターの設置に関する規則第7条（青少年補導委員）の規定に基づき、関係機関や関係団体等であるPTA、公民館等の区分より推薦された計250名（3名兼任）を委員として委嘱するため。

(ウ) 主な意見や質疑

① 質問

光市青少年センターの設置に関する規則第7条第6項において、教育委員会は、補導委員としてふさわしくない行為があった者を解嘱できると規定されているが、その場合は、教育委員会会議に議案として提出されるということか。

② 回答

教育委員会が解嘱することができるという規定されていることから、提出されることとなる。

(エ) 議決

全員一致で承認される。

カ 議案第6号 平成26年度公益財団法人光市文化振興財団決算及び平成27年度事業計画について

(ア) 概要

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成26年度公益財団法人光市文化振興財団決算及び平成27年度事業計画を市議会に報告することについて教育委員会の意見を求めるため、本案を提出。

(イ) 内容

平成26年度公益財団法人光市文化振興財団決算及び平成27年度事業計画の内容及び要旨について、関係課より説明。

(ウ) 主な意見や質疑

① 質問

基本財産における財源等の内訳にある1千万円については、全額市からの繰り入れであり、出資率が50%以上であるから市議会への報告が必要ということか。

② 回答

そのとおりである。

① 質問

基本財産の運用は定期預金か。

② 回答

そのとおりである。

① 質 問

平成26年度は新市誕生10周年記念事業として多くの事業が実施されているが、そうした実績が市議会にも報告されるということか。

② 回 答

そのとおりである。

① 質 問

子どもの教育支援活動として、子ども陶芸教室が開催されているが、その他にも実施されているか。

② 回 答

子ども陶芸教室は、昨年度に引き続き開催した。

その他については、成人を対象とした事業が中心である。

① 質 問

近隣施設である図書館と連携した、子ども向けの取り組みはあるか。

② 回 答

両施設で連携した取り組みはない。今後検討してみたい。

(エ) 議 決

全員一致で承認される。

キ 議案第7号 平成26年度公益財団法人光市スポーツ振興会決算及び平成27年度事業計画について

(ア) 概 要

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成26年度公益財団法人光市スポーツ振興会決算及び平成27年度事業計画を市議会に報告することについて、教育委員会の意見を求めるため、本案を提出。

(イ) 内 容

平成26年度公益財団法人光市スポーツ振興会決算及び平成27年度事業計画の内容及び要旨について、関係課より説明。

(ウ) 主な意見や質疑

① 質 問

年々利用者が増加するなか、使用料収入はどのくらいか。

② 回 答

使用料収入は毎年900万円程度であったが、そのうち減免額が400万円程度である。

① 質 問

使用料収入に電気料等も含まれるか。

② 回 答

含まれる。

① 質 問

平成26年度は新市誕生10周年としての記念事業を多々実施されているが、平成27年度に実施する事業数はどうか。

② 回 答

「光市一周ウォーク」は好評であったことから、今後もさまざまなコースを検討したい。また、これまで以上にニュースポーツへの取り組みを進めるなど、誰でも参加できる事業について検討していきたい。

補足として、平成26年度に実施した「SAQアカデミー」や「苦手克服スポーツ塾」は日程を追加して開催するなど、非常に好評であった。

(エ) 議 決

全員一致で承認される。

(2) 報 告

ア 報告第1号 光市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について

(ア) 概 要

光市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について、事務局より報告があった。

(イ) 内 容

平成27年4月1日施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）」の一部改正に伴い、新制度における新教育長は、地方自治法に規定する「執行機関の事務を補助する職員」に該当しないことから、改めて事務局職員である教育部長が市長の権限に属する事務の一部を補助執行できるよう、光市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正するもの。

イ 報告第2号 学校運営協議会委員の任命について

(ア) 概 要

学校運営協議会委員の任命について、事務局より報告があった。

(イ) 内 容

学校運営協議会委員について、平成27年4月1日の教職員の人事異動に伴い、市内小中学校10校、計27名の教職員等を新たに任命したことについて、報告するもの。

ウ 報告第3号 光市奨学金貸付審議会委員の委嘱又は任命について

(ア) 概 要

光市奨学金貸付審議会委員の委嘱又は任命について、事務局より報告があった。

(イ) 内 容

光市奨学金貸付審議会委員の委嘱又は任命について、光市奨学金貸付審議会規程第2条（組織）の規定に基づき、6名の委員について任命又は委嘱するもの。

(ウ) 主な意見や質疑

光市奨学金制度として、運用資金の減少が将来的な課題として考えられる。

エ 報告第4号 光市子どもの読書活動推進庁内委員会設置要綱の一部改正について

(ア) 概 要

光市子どもの読書活動推進庁内委員会設置要綱の一部改正について、事務局より報告があった。

(イ) 内 容

光市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に伴う組織再編により、光市子どもの読書活動推進庁内委員会設置要綱の一部を改正するもの。

(ウ) 主な意見や質疑

① 質 問

子どもの読書活動について、事業は活性化されているか。

② 回 答

子どもの読書活動推進庁内委員会については、年2回、6月と1月に会議を開催している。第2次子ども読書活動推進計画を策定しており、本計画に沿った達成度等分析しつつ、事業を推進している。

オ 報告第5号 光市子どもの読書活動推進庁内委員会委員の任命について

(ア) 概 要

光市子どもの読書活動推進庁内委員会委員の任命について、事務局より報告があった。

(イ) 内 容

光市子どもの読書活動推進庁内委員会設置要綱第3条（構成）の規定に基づき、平成27年4月1日付の人事異動及び組織再編に伴い、関係する課等の職員に変更が生じたことから、改めて委員として任命するもの。

カ 報告第6号 光市立図書館協議会委員の任命について

(ア) 概 要

光市立図書館協議会委員の任命について、事務局より報告があった。

(イ) 内 容

図書館法第14条及び光市立図書館条例第5条（図書館協議会）の規定に基づき、既に委嘱していた8名の委員のうち、2名の委員に交代が生じたことから、前任者の残任期間について、改めて後任者に委員を委嘱するため。

キ 報告第7号 世界スカウトジャンボリー光市支援委員会設置要綱の制定について

(ア) 概要

世界スカウトジャンボリー光市支援委員会（以下「委員会」という。）設置要綱の制定について、事務局より報告があった。

(イ) 内容

平成27年7月28日から8月8日に開催される第23回世界スカウトジャンボリーについて、概ね7千人のスカウトを本市に受け入れるとともに、併せてメイン会場である山口市阿知須きさら浜へ光市PRブースの出店を計画している。そうした事業を円滑に実施するとともに、和の精神でもてなし、本市の魅力を情報発信するため、委員会を設置するもの。

ク 報告第8号 世界スカウトジャンボリー光市支援委員会委員の任命又は委嘱について

(ア) 概要

世界スカウトジャンボリー光市支援委員会（以下「委員会」という。）委員の任命又は委嘱について、事務局より報告があった。

(イ) 内容

委員会設置要綱第3条（組織）の規定に基づき、教育部長をはじめ学校教育課長等の区分より、8名を委員として任命又は委嘱するもの。

(ウ) 主な意見や質疑

① 質問

どなたが会長であるか。

② 回答

委員会設置要綱第5条（会長）の規定に基づき、ボーイスカウト光第2団団委員長を会長に充てることとしている。

① 質問

教育委員会関係ではどなたが委員になっているか。

② 回答

委員会設置要綱第3条（組織）の規定のとおり、教育部長及び学校教育課長の2名である。

ケ 報告第9号 平成27年度中学生並びに同行教員の海外派遣について

(ア) 概要

平成27年度中学生並びに同行教員の海外派遣について、事務局より報告があった。

(イ) 内容

平成27年5月7日に開催した光市海外派遣事業選考委員会において、中学生14名、同行教員1名、計15名の海外派遣者の決定を報告するもの。

(ウ) 主な意見や質疑

① 質問

中学校に偏りがあるが、他の2校からは応募が無かったということか。

② 回答

そのとおりである。

① 質問

派遣する人数に定員はあるか。

② 回答

17名程度としている。

① 質問

定員に達しなかったということか。

② 回答

そういうことである。

コ 報告第10号 区域外就学の承認について

(ア) 概要

区域外就学の承認について、事務局より報告があった。

(イ) 内容

区域外就学の協議及び申請のあった6名について、承認した。